

別表第1（第7条関係）

受講対象者の証明

受講対象者の区分		証 明 者
教育職員・教育の職にある者	教育職員 (免許法第9条の3第3項第1号)	公立学校 校長 ※校長本人の場合は県市町村の教育委員会
		国立学校 校長 ※校長本人の場合は法人の長
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条第1項第1号)	私立学校 校長 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長 ※場長本人の場合は市町村の教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条第1項第2号)	任命権者
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条第1項第3号)	任命権者又は雇用者
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条第1項第4号)	任命権者又は雇用者
教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者(免許法第9条の3第3項第2号)	任用又は雇用予定の者
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条第2項第1号)	任用又は雇用していた者
	認定こども園又は幼稚園と同一の設置者が設置する保育所に勤務する保育士(免許状更新講習規則第9条第2項第2号)	当該施設の設置者
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等)(免許状更新講習規則第9条第2項第3号)	任用又は雇用する可能性がある者

別表第2（第7条関係）

免除事由の証明

免除事由の区分		証 明 者
校長（園長）、副校長（副園長） 教頭、主幹教諭、指導教諭 （免許法施行規則第61条の4 第1号） （改正省令附則第10条第1項第 1号）	公立学校	校長 ※校長本人の場合は県市町村の教育委員会
	国立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（免許法施行規則第61条の4第2号）（改正省令附則第10条第1項第2号）		任命権者
免許状更新講習の講師（免許法施行規則第61条の4第3号）（改正省令附則第10条第1項第3号）		開設者
地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許法施行規則第61条の4第4号）（改正省令附則第10条第1項第4号）		任命権者又は雇用者
優秀教員表彰者（免許法施行規則第61条の4第5号）（改正省令附則第10条第1項第5号）		所属長 表彰状の写しを添付
その他文部科学大臣が定める者（免許法施行規則第61条の4第6号）（改正省令附則第10条第1項第6号）		任命権者又は雇用者

別表第3（第7条関係）

延長・延期事由の証明

申請者の区分		延長・延期事由と証明者				
		指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関等に派遣	専修免許状を取得するため 大学院の課程に在籍	教員となった日から有効期間の満了の日 (又は修了確認期限)までの期間が2年2月未満
教育職員 校長(園長)、 副校長(副園長)、 教頭 実習助手、 寄宿舎指導員、 学校栄養職員、 養護職員	公立学校	任命権者	校長 ※校長本人の場合は 区市町村の教育委員会	任命権者	任命権者	任命権者
	国立学校	—	校長 ※校長本人の場合は 法人の長	法人の長	法人の長	法人の長
	私立学校	—	校長 ※校長本人の場合は 法人の長	法人の長	法人の長	法人の長
	共同調理場に勤務する 学校栄養職員	—	場長 ※場長本人の場合は 区市町村の教育委員会	—	—	—
指導主事、社会教育主事 その他教育委員会において 学校教育又は社会教育に 関する専門的事項の指導等 に関する事務に従事している 者として免許管理者が定める者		—	任命権者	任命権者	任命権者	—
国・地方公共団体の職員等 で、上記の者に準ずる者 として免許管理者が定める者		—	任命権者又は 雇用者	任命権者又は 雇用者	任命権者又は 雇用者	—
その他文部科学大臣が定める者		—	任命権者又は 雇用者	任命権者又は 雇用者	—	—

